○伊勢崎市公園愛護会要綱

平成２２年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、都市計画部公園緑地課が管理する公園、緑地及び児童遊園（以下「公園」という。）の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と一体となって行うためにその実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

（認定の対象）

第２条　前条の目的に賛同し、公園愛護活動（公園における除草、清掃等の維持管理等の活動をいう。）を行おうとする団体は、市長の認定を得なければならない。

２　前項の認定を受けようとする団体は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1)　５人以上で構成されていること。

(2)　代表者、その職を代理する者及び経理に係る責任者を定めていること。

(3)　当該団体が公園愛護活動を行おうとする公園に、既に公園愛護活動を行っている他の団体が存在しないこと。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(4)　政治、宗教及び営利を目的として公園愛護活動を行うものでないこと。

（認定申請）

第３条　前条第１項の認定を受けようとする団体は、公園愛護会認定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1)　当該団体の役員・会員名簿

(2)　報償金の払込みを行う金融機関の口座が確認できる書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、公園愛護活動を行う年度の前年度に行い、その年度末までに認定を受けなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、公園愛護活動を行う年度の６月末日までに第１項の申請を行うことができる。

（認定）

第４条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、当該団体を公園愛護会として認定し、公園愛護会認定通知書（様式第２号）によりその旨を通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、当該団体を公園愛護会として認定しない場合は、その旨を通知するものとする。

３　公園愛護会の認定期間は、認定日から当該年度の末日までとする。

４　公園愛護会は、認定を受けた年度の翌年度も引き続き活動を行う場合は、公園愛護会更新申請書（様式第３号）を市長に提出し、認定を受けなければならない。

（認定事項の変更）

第５条　公園愛護会は、次の各号いずれかに該当する場合は、速やかに公園愛護会変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

(1)　公園愛護会の名称又は役員に変更があったとき。

(2)　公園愛護活動を行う対象の公園を変更しようとするとき。

(3)　報償金受取口座を変更するとき。

(4)　その他特別な事情が発生したとき。

２　市長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、当該公園愛護会に関する事項の変更を認定し、公園愛護会変更認定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（認定の取消し）

第６条　市長は、公園愛護会が次の各号のいずれかに該当するときは、公園愛護会の認定を取り消すものとする。

(1)　団体を解散しようとするとき、又は公園愛護活動を継続することが困難になったときで、公園愛護会認定取消申請書（様式第６号）により、認定の取消しを市長に申請したとき。

(2)　虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。

(3)　法令、条例又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、公園愛護会の認定を取り消すべき相当の事由があると市長が認めたとき。

２　市長は、前項の規定により公園愛護会の認定を取り消したときは、公園愛護会認定取消通知書（様式第７号）により当該団体に通知するものとする。

（活動内容）

第７条　公園愛護会が行う活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　公園の除草・芝刈り

(2)　公園の清掃・落葉拾い

(3)　公園の低木剪定等

(4)　破損遊具等の連絡

(5)　公共施設愛護思想の普及

(6)　その他必要な活動

２　公園愛護活動の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　清掃は、公園内のごみ、落葉等を適正に収集し、及び分別することとし、概ね１月に１回以上の頻度で実施すること。

(2)　除草は、公園内の雑草を抜き取る、刈り取る等の方法により除去することとし、雑草が著しく繁茂する時期（６月から９月まで）を中心に、おおむね１年に４回以上の頻度で実施すること。この場合において、やむを得ず除草剤を使用する場合は、安全性に留意したものを適正な方法で使用し、使用する５日以上前に立看板などで周知すること。

(3)　低木等の剪定は、適正に剪定し、剪定した枝は紐などでしばり、まとめること。

(4)　前３号に掲げる活動に伴うごみ、落葉、雑草その他の廃棄物は、市長の指示する方法により排出すること。

（責務）

第８条　公園愛護会は、公園愛護活動を実施するときは、市長の指示に従い公園利用者の利用の妨げとならないよう注意するとともに、自らの責任によって公園愛護活動の実施の安全を確保しなければならない。

２　公園愛護会は、公園愛護活動の実施に際し事故が生じた場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

３　故意又は重大な過失により公園に損害を与えたときは、賠償などの責任を負うこと。

（実施報告）

第９条　公園愛護会は、公園愛護活動の状況を、公園愛護活動実施報告書（様式第８号）により市長が定める日までに市長に報告しなければならない。

（報償金）

第１０条　市長は、公園愛護会に対し、別表に定める報償金を交付することができる。

２　第３条第３項の規定により、認定期間が１年に満たない公園愛護会は活動期間により、月割計算により算出された額を交付する。

（報償金の交付方法）

第１１条　市長は、第９条の報告書を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、報償金を交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市又は他の自治体等から、公園愛護活動に対する同様の補助金、助成金等の交付をされている場合は、前条の報償金は支給しない。

３　報償金は毎年度３月に交付するものとし、交付方法は銀行口座への口座振込とする。

（報償金交付の取消し及び変更）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、報償金の交付を取り消し、又はその額の変更をすることができる。この場合において、既に交付されている報償金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(1)　公園愛護会が虚偽の報告をしたとき。

(2)　公園等の廃止その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき。

(3)　実地調査により、公園愛護会の活動に不備が認められたとき。

(4)　第３条第３項に掲げる年度途中からの活動及び年度途中での認定取消があったとき。

(5)　その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

（指導）

第１３条　市長は、公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、指導及び助言をするものとする。

（免責事項）

第１４条　公園愛護活動中に発生した事故について、既設置物にかしがあった場合を除き、市長は一切の責任を負わない。

（災害補償）

第１５条　災害補償保険は、各公園愛護会で加入するものとする。

（事務）

第１６条　この要綱に係る事務は、都市計画部公園緑地課で行うものとする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、決裁の日（平成２６年３月３１日決裁）から施行する。

別表（第１０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 場所 | 金額 |
| （１）　公園 | １平方メートル当たり年額３０円 |
| （２）　公園内の湖沼 | １平方メートル当たり年額１５円 |